

令和5年度 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金の概要について

2023年6月21日版
北海道経済部地域経済局中小企業課

お問い合わせ先

新事業展開・販売促進支援補助金事務局

TEL：011-350-5932

受付時間9：30～17：30（受付は平日のみ）

※コールセンターは7月3日からの開設となります。

申請書郵送先

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱 第28号

新事業展開・販売促進支援補助金事務局

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金ホームページ
<https://shinjigyotenkai-r5-hokkaido.jp>

1. 補助金の概要

事業概要

エネルギー価格・物価高騰等により変化している経済環境への対応や、賃上げ環境の整備に向け、変革にチャレンジする中小・小規模企業等が行う、新分野展開や新商品開発、各種販売促進などの新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制に繋がる取組等を支援します。

対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 自身の収入を証明できるもの
- ※3 道内に主たる事務所を有するもの

売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して**10%（付加価値額の場合は15%）以上減少**していること。

- ※ 「賃上げに向けた取組の計画書」を提出した場合、「合計売上高5%（付加価値額の場合は10%）以上減少」に緩和します。
- ※ 新規創業・開業特例を設けます。詳細は補助事業申請の手引きに記載します。

対象となる取組

- ①新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組や原材料コスト抑制等の取組（経営改善枠）
- ②販路開拓や販促活動などの取組（販売促進枠）

申請受付期間

2023年7月3日(月)～2023年8月4日(金) 予定 当日消印有効

2. 申請区分について

申請区分

- ・「経営改善枠」、「販売促進枠」の2種類。
※どちらかを選択いただき、1回限りの申請となります。
- ・既に他の枠を含めて本補助金の交付決定を受けている者が重複して受給することはできません。

【申請区分表】

	経営改善枠	販売促進枠
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・新分野展開、事業転換、業種転換・新商品の開発または生産・新役務の開発または生産・商品の新たな生産または販売の方式・役務の新たな提供方式の導入・原材料コスト抑制の取組	<ul style="list-style-type: none">・販路開拓等の取組・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円	上限30万円
補助率	3 / 4 以内	3 / 4 以内
その他	(国) 事業再構築補助金との併給不可 令和4年度中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金(新事業展開枠/経営改善枠)との併給不可	(国) 小規模事業者持続化補助金との併給不可 令和4年度中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金(販売促進枠)との併給不可

3. 補助対象経費について

対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助期間内に支払いを完了したものととなります。ただし、令和5年(2023年)5月17日(議決日)以降に発生した経費についても遡って補助対象とすることが可能です。

【対象経費一覧】

経費区分	内 容
機械装置等費	機械装置・備品・工具・器具、感染防止設備・備品の購入、製作、借用に要する経費
広報費	パンフレット、チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う設計、デザイン、加工等に要する経費
雑役務費	補助期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣料、交通費として支払われる経費
借料	機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
専門家費用	指導・助言を受けるために依頼した専門家に支払われる経費（旅費、謝金等）
委託費	事業の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
外注費	事業の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
その他の経費	その他、事務局が特に必要と認めた経費